## ファミリー・サポート・センター事業の概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成17年度から、地域の特性や創意工夫を活かした、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の着実な推進を図るため、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)が創設されたところであり、ファミリー・サポート・センター事業は、同交付金の対象事業とされている。

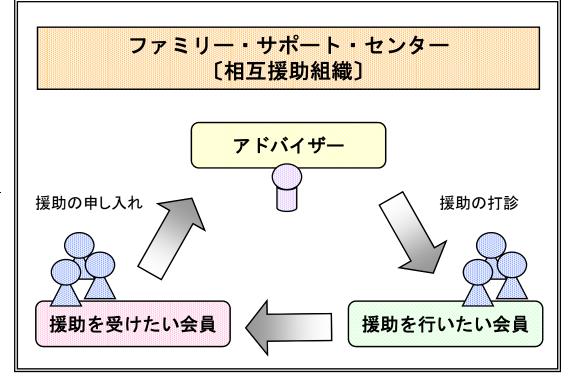
平成21年度から、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどのモデル事業(病児・緊急対応強化モデル事業)を行っているところ。

#### 〇相互援助活動の例

- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、 子どもを預かる。
- 保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子ども を預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・<u>病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対</u> 応(平成21年度から)

#### 〇実施市区町村(平成20年度)

- •570市区町村
- ○会員数 ※平成19年度末現在 ( )は平成18年度末現在
- ・援助を受けたい会員 256,787人(223,638人)
- •援助を行いたい会員 88, 107人(83, 836人)
- •両方会員 33,945人(29,948人)



## 児童館事業

## (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

#### ② 実施状況

《実施箇所数》 4,700か所 (公営3,051か所、民営1,649か所) (平成19年10月現在)

## (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。

## (3) 基盤整備

#### ① 基盤整備に関する枠組み

特になし

#### ② 施設整備補助

児童厚生施設等整備費(児童育成事業)による施設整備補助有り

《国庫補助対象》市町村·社会福祉法人·公益社団法人·公益財団法人·特例社団法人·特例財団法人

(※株式会社、NPO法人は対象外)

《国庫補助単価》 創設の場合:小型児童館3.846万円、児童センター5.452万円(H21年度予算ベース)

《費用負担割合》事業主1/3、都道府県1/3、市町村1/3

#### (4) 事業開始規制等

都道府県知事に対する届出。

(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託等を受けることが必要。

## (5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断・②サービス利用の流れ・③利用料

すべての子どもを対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み手続・利用料は原則としてなし

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

#### 〇 人員配置

児童の遊びを指導する者(児童厚生員)を配置

〇 施設設備

集会室、遊戯室、図書室及び事務室の設置

(※必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び放課後児童クラブ室等を設置)

## (7) 費用負担

#### ① 運営主体に対する支払い

《民営児童館》 国庫補助単価: 小型児童館180万円、児童センター296万円(H21年度予算ベース)

※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業)

※一定の事業を実施する民営児童館に対する補助(H20年度交付決定1.178か所)

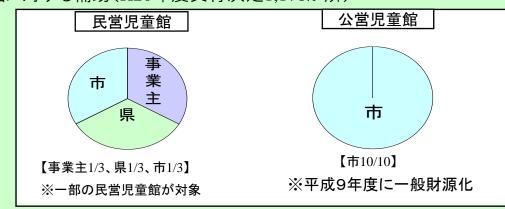
《公営児童館》 平成9年度に一般財源化

#### ② 費用負担

右記の割合で公費負担。 (※予算の範囲内で補助する経費)

#### ③ 費用額

《公費負担総額》 民営分 約30億円 (H21年度予算ベース)



# 児童館の概要

## 1. 事業の目的、内容

- ○児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設
- ○遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助 長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

## 2. 設置状況

○4,700か所(公営:3,051か所 民営:1,649か所) <平成19年10月1日現在>

## 3. 設置及び運営主体

○都道府県、指定都市、市区町村、社会福祉法人等

## 4. 児童館の設備と職員

○設備:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置

○職員:児童の遊びを指導する者の配置

#### 5. 公的助成

○施設整備費

·21年度予算 846百万円

・補助基準額 小型児童館 31,727千円(217.6㎡) 児童センター 47.796千円(336.6㎡)

#### ○事業費(民営のみ)

·21年度予算 1,295百万円

・補助基準額 小型児童館 1,796千円 児童センター 2,963千円

地域子育て支援拠点事業(児童館型)

<u> 1.687壬円</u>

※施設整備費は、国、都道府県、市区町村又は設置者が1/3づつ負担 事業費は、国、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担

(指定都市・中核市は2/3を負担)

○運営費(人件費)は地方交付税措置(昭和61年度~)